

土地規制法

恣意的運用懸念拭えず

基地や原発に反対する住民運動が監視の対象にならないか。自由な経済活動に支障はないか。近くに住んでいるからと、思想信条や交友関係まで調べられる」とは本当にないのか。

法案審議の過程で示された数々の懸念は、いまだ解消されていない。國の防衛の必要性を盾に、基本的人権が不当に侵害されることがないよう、政府は恣意的な運用や過度な介入への止めを明確にすべきだ。

安全保障上、重要な土地の利用を規制する法律が20日、国会の閉会直前に、与党が数力で成立を急いだものだ。

対象は、自衛隊や在日米軍の基地、原子力施設などの周辺^{※以内と、国境の離島。政府が「注視区域」に指定すると、土地などの利用状況を調べ、施設の機能を損ねる行為には中止を勧告、従わなければ、懲役を含}

む罰則つきで命令ができる。

土地の調査で求める情報とし

「特別注視区域」とすれば、これらに加え、売買などに際に事前届け出を義務付けられる。

法文に不明瞭な点が多く、細部が政府に委ねられている点が問題だったが、全面施行に先立ち閣議決定された基本方針でも、それは解消されていない。

例えば、中止を勧告・命令で

きる機能阻害行為である。航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置や妨害電波の発射など、「例示」であり、他の行為も対象となりうるとしている。

逆に、該当しない行為として、敷地内を望める住宅への居住や私有地での集会など五つが例示されたが、いずれも当たり前のひとりだ。あらかじめ當人に説明し、速やかに是正されれば勧告は行わない、という口セスは加わったが、線引きのあいまい具体は残る。

これは、氏名、住所、本籍・国籍、生年月日、性別などが列挙された。思想信条を含む「土地利用に関連しない情報を収集することはない」というが、その判断をするのは国であり、確定な歯止めとは言い難い。